

○桑折町社会福祉法人利用者負担軽減事業実施要綱

平成17年9月30日

訓令第22号

改正 平成18年7月10日告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく居宅サービス又は施設サービス（以下「サービス」という。）を行う社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）が低所得者で特に生計が困難である者に対して行う利用者負担の軽減（以下「軽減」という。）の手続き及び当該軽減を行った社会福祉法人に対する補助に関して桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年桑折町規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(軽減実施の申出)

第2条 軽減を行おうとする社会福祉法人（福島県内に主たる事業所が所在するものに限る。）は、町長に対して、社会福祉法人利用者負担軽減事業実施申出書（第1号様式）によりその旨の申出を行うものとする。

(軽減の対象者)

第3条 この要綱における軽減の対象者は、市町村民税非課税世帯の者であって、次の要件を全て満たすもののうち、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認めた者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者、特別養護老人ホーム旧措置者で利用者負担割合が5パーセント以下の者は除く。

- (1) 年間収入が単身世帯は150万円とし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯は350万円とし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減の対象となるサービス)

第4条 軽減の対象となるサービス（以下「軽減対象サービス」という。）は次のとおりとする。

- (1) 法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護
- (2) 法に基づく通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
- (3) 法に基づく短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- (4) 法に基づく介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (5) 法に基づく小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- (6) 第2号から第5号までのサービスに伴う食費、居住費（滞在費）及び宿泊費
(軽減申請及び決定)

第5条 この事業による軽減を受けようとする者は、社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書（第2号様式）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、対象要件について審査を行い軽減対象の可否を決定し、その結果を社会福祉法人利用者負担軽減対象決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(確認証)

第6条 町長は、前条の規定により軽減対象として決定したときは、社会福祉法人利用者負担軽減確認証（第4号様式。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により確認証の交付を受けた者（以下「軽減対象者」という。）が、第2条による軽減措置の申出を行った社会福祉法人（以下「申出社会福祉法人」という。）の行う軽減対象サービスを利用するときは、当該申出社会福祉法人に確認証を提出するものとする。

(確認証の適用日、有効期限及び更新)

第7条 確認証の適用日は、第5条第1項の申請（以下「軽減申請」という。）を行った日の属する月の初日とし、有効期限は翌年度の6月末日（4月1日から6月末日までに軽減申請が行われたときは、当該年の6月末日）とする。

- 2 新たに桑折町の介護保険資格を取得し軽減対象者となった者の軽減申請がその資格を取得した日の属する月に行われた場合は、前項の規定にかかわらず確認証の適用日は当該介護保険の資格取得日とする。
- 3 前項の規定は、生活保護の廃止により対象者となった者の軽減申請についても準用する。この場合において、前項中の「介護保険の資格取得日」は「保護廃止日」と読み替えるものとする。
- 4 第1項に規定する有効期限前に第3条に規定する軽減対象者の要件を欠くに至った者にかかる確認証の有効期限は、軽減対象者の要件を欠くに至った日の属する月の末日（桑折町の介護保険資格を喪失したことにより軽減対象者の要件を欠くに至った場合は、その喪失した日）とする。
- 5 前項の規定は、生活保護の開始により対象者でなくなった者にかかる確認証についても準用する。この場合において、前項中「その喪失した日」は「保護開始日」と読み替えるものとする。
- 6 第1項に規定する有効期限満了後も軽減の適用を受けようとする者は、有効期限の満了月の前月から満了日までの間に確認証の更新を受けるものとする。ただし、この場合の適用日については、有効期間満了日の翌日とする。

（確認証の記載事項変更届等）

第8条 軽減対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長に、社会福祉法人利用者負担軽減確認証記載事項変更（喪失）届出書兼再交付申請書（第5号様式）を提出するものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 桑折町の介護保険被保険者でなくなったとき。
- (3) 氏名又は住所を変更したとき。
- (4) 確認証を紛失し、消失し、又はき損したとき。

（確認証の返還）

第9条 軽減対象者が前条第1号及び第2号のいずれかに該当することとなったとき、又は確認証の有効期限が満了したときは、町長に確認証を返還するものとする。

（軽減額）

第10条 申出社会福祉法人は、軽減対象者が提示する確認証の内容に基づき第4条に定

める軽減対象サービスの利用者負担額を軽減するものとする。

- 2 軽減額は、老齢福祉年金受給者は利用者負担額の2分の1額とし、その他の者は利用者負担額の4分の1額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(適用)

第11条 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置(以下「障害者支援措置」という。)の適用を受ける者については、障害者支援措置適用後、必要に応じて本事業に基づく軽減を適用するものとする。

- 2 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費(以下「特定入所者サービス費」という。)については、特定入所者サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減の適用を行うものとする。
- 3 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費(以下「高額サービス費」という。)については、先に本事業に基づく軽減の適用を行い、適用後の利用者負担に対して高額介護サービス費の適用を行うものとする。

(補助金の交付対象等)

第12条 補助金の交付対象は、申出社会福祉法人が利用者負担を減免した総額(補助措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該申出社会福祉法人の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する1パーセントを超えた部分とし、その2分の1以下の範囲内とする。ただし、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する申出社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を補助の対象とするものとする。

- 2 前項の補助額の算定は、事業所又は施設を単位として行う。

(補助金の交付申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする申出社会福祉法人は、3月末日までに社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金交付申請書(第6号様式)により町長に補助金の交付を申請するとともに社会福祉法人利用者負担軽減事業実績報告書(第7号様式)により町長に実績を報告するものとする。

(補助金の交付決定)

第14条 町長は前条の申請を受理し、審査を行った結果、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付決定を行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助金交付の決定を受けた申出社会福祉法人は、町長に対して、社会福祉法人利用者負担軽減事業補助金請求書(第8号様式)を提出するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成17年10月分のサービスから適用する。

(桑折町社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業実施要綱の廃止)

2 桑折町社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱(平成12年桑折町訓令第27号)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、現に桑折町社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業実施要綱第3条の規定により申出した社会福祉法人は、この要綱に基づいて申出をしたものとみなす。

附 則(平成18年告示第79号)

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(税制改正に伴う特例措置)

2 平成18年6月1日現在において利用者負担第3段階に該当する者のうち、地方税法上の個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者及びその者と同一の世帯に属する要介護等被保険者については、次の各号により平成18年7月1日から平成20年6月30日まで行うものとする。

(1) 軽減対象サービス 第4条第6号中「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費」とあるのは、「食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(当該額が補足給付の対象費用で

あって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額)」と読み替える。

(2) 軽減の対象者 第3条中「市町村民税非課税世帯の者」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当するものを除く。））」と読み替える。

(3) 軽減の対象者 第3条第1号中「150万円」とあるのは、「190万円」と読み替える。

(4) 軽減額 第10条第2項中「4分の1」とあるのは、「8分の1」と読み替える。